

第186回WP29関係等に係る改正に対する意見と回答(第3回目意見照会)

	分類	意見	理由	コメント
1	装置型式指定規則 第5条 表11の5号 附則 第3条	変更の意図をご教示ください。	確認です。	第2回意見照会案では第1改訂版のN1カテゴリを受け入れるとは読めないとの指摘があったため修正するもの。「カテゴリ-N1の車両に対して、第1改訂版の規定に基づき行われた認定」についても新たに受け入れる必要が生じたが、従前の取扱いを引き続き認めるという経過措置の性質上、これまでどおり改正省令の附則で措置することが出来ないため、一旦、第1改訂版に基づき行われた認定を受入れるよう改正し、次回の省令改正の際に、表第11号の5下欄から「協定規則第125号改訂版」を削除するとともに、経過措置を規定することとした。
2	細目告示 (座席) 第28条第2項	第2回意見照会でいただいたご回答の通り、「少なくともテーブル、棚等及び床(タイヤえぐり、床に板等を張り付けたものを含む)等は座席ではない」ことを想定し「運行中に安全に着席できるもの」の規定を追加されるのであれば、保安基準第22条第2項の規定の見直しが必要ではないでしょうか。	保安基準第22条第2項には「自動車の運転者席以外の用に供する座席(またがり式の座席を除く。)は、安全に着席できるものとしてその寸法に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。ただし、…」とあり、細目告示第28条第2項は座席の寸法を定めている規定であると考えます。そのため、本項に「運行中に安全に着席できるもの」と言った寸法以外の構造に関して規定するのであれば、保安基準第22条第2項の規定を見直す必要があるのではないのでしょうか。 例「安全に着席できるものとしてその寸法に関し」→「安全に着席できるものとしてその寸法等に関し」	おっしゃるとおり、具体的な例(前回の回答)を考えると、そのように解釈されると思いますが、今回、回答させていただきましたのは座席として最終的な具体例であって、この具体例の元をたどれば座席の寸法に関与すると考えられるため、保安基準への対応せずとも、互換性があると考えられます。
3	細目告示 (運転者席) 第105条第1項第3号	第1号の…第117条第4項第6号に…。 ↓ 第1号の…第117条第4項第7号に…。	改正案では(略)となっておりますが引用する窓ガラス基準の変更に伴う修正が必要と思います	ご指摘のとおり修正しました。
4	細目告示 (運転者席) 第183条第1項第3号	第1号の…第195条第5項第6号に…。 ↓ 第1号の…第195条第5項第7号に…。	改正案では(略)となっておりますが引用する窓ガラス基準の変更に伴う修正が必要と思います	ご指摘のとおり修正しました。

	分類	意見	理由	コメント
5	適用整理告示 第4条_14_二	「令和3年10月1日以降に」 ↓ 「令和3年10月1日から令和8年9月30日(軽油を燃料とするものにあつては令和7年9月30日)までに」	GTR15引用時の適用整理について、継続車に対する整理が必要と考えます。 (適用整理告示第28条側と同様に必要と考えます。)	ご指摘のとおり修正致します。
6	適用整理告示 第4条_15_二	「令和4年10月1日以降に」 ↓ 「令和4年10月1日から令和8年9月30日(軽油を燃料とするものにあつては令和7年9月30日)までに」	GTR15_附則4 引用時の適用整理について、継続車に対する整理が必要と考えます。 (適用整理告示第28条側と同様に必要と考えます。)	ご指摘のとおり修正致します。
7	適用整理告示 第4条_19_二	「令和4年10月1日以降に」 ↓ 「令和4年10月1日から令和8年9月30日(軽油を燃料とするものにあつては令和7年9月30日)までに」	UN-R154/00・01 引用時の適用整理について、継続車に対する整理が必要と考えます。 (適用整理告示第28条側と同様に必要と考えます。)	ご指摘のとおり修正致します。
8	適用整理告示 第4条	当該適用整理により、「細目告示第十条第三項第二号ロに規定する方法により燃料消費率を測定したもの」を除いて、法第七十五条第四項の規定及び道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「施行規則」という。)第六十二条の六第一項の規定による検査の際、保安基準第八条第六項及び細目告示第十条第三項第二号の規定は適用しないとされていますが、今回追加されるJH25モード法(電気自動車)、(電気式プラグインハイブリッド車)、(燃料電池自動車)についても適用しないという認識でよろしいでしょうか。	第1回意見照会回答で「検討中」の旨、ご回答頂いておりました件、改めての確認になります。	改正適用整理告示では、今回追加されるJH25モード法(電気自動車)、(電気式プラグインハイブリッド車)、(燃料電池自動車)も適用対象ですが、設備の整備状況を踏まえ対応等を調整させてください。
9	適用整理告示 表_18,19:ガソリン直噴PM規制 185:2DBLエバポ	・適用整理告示 第28条 表_18、19 (ガソリン直噴車へのPM規制) ・適用整理告示 第28条_185 (2DBLエバポ規制) に関して、全車適用となる令和4(2022)年11月1日が令和5(2023)年4月1日へ変更されている経緯を教えてください。	確認です。	調整済みのため取り下げ

	分類	意見	理由	コメント
10	適用整理告示 第28条_十八_口	<p>～同年二年十二月一日以降に新たにしてを受けた型式自動車であって、同年二年十一月三十日以前に指定を受けた～</p> <p>↓</p> <p>～令和二年十二月一日以降に新たにしてを受けた型式自動車であって、同年十一月三十日以前に指定を受けた～</p>	誤記と思われます。	ご意見のとおり修正しました。
11	適用整理告示 第28条_二十一_口	<p>～令和五年十月一日から令和七年九月三十日までに製作された自動車のうち、令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年五年九月三十日以前に指定を受けた～</p> <p>↓</p> <p>～令和五年十月一日から令和七年九月三十日までに製作された自動車のうち、令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年九月三十日以前に指定を受けた～</p>	誤記と思われます。	ご意見のとおり修正しました。
12	大臣定め通達 第188項	<p>(3) 令和7年3月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車</p> <p>(4) 令和7年4月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和7年3月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの</p>	多仕様自動車の扱いを追記願います。	ご指摘のとおり修正致します。
13	大臣定め通達 第189項	<p>(3) 令和9年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車</p> <p>(4) 令和10年1月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和9年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの</p>	多仕様自動車の扱いを追記願います。	ご指摘のとおり修正致します。

	分類	意見	理由	コメント
14	適用関係 大臣定め通達 第200項	<p>(3) 型式指定を受けた自動車及び型式認定を受けた自動車以外の自動車 ↓ (3) 令和6年11月30日以前に型式認定を受けた二輪自動車等 (4) 令和6年12月1日以降に新たに型式認定を受けた自動車であって、令和6年11月30日以前に型式認定を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの (5) 型式指定を受けた自動車、型式認定を受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車</p>	<p>・型式認定を受けた二輪自動車の適用整理が適用整理告示にもなく、公布即日適用となってしまうため、適用整理の追加をお願い致します。</p> <p>・「型式指定を受けた自動車及び型式認定を受けた自動車以外の自動車」の対象に、輸入自動車特別取扱を受けた自動車も含まれるため、「輸入自動車特別取扱を受けた自動車」の追加が必要と思われます。</p>	ご意見を踏まえ修正しました。
15	細目告示P145 別添 41 VI 4.6.1. 4.6.2.	<p>旧)4.6.1. 試験前準備 試験前準備は、Iの10.1.((1)の規定を除く。)の規定によること。 ↓ 新)4.6.1. 試験前準備 試験前準備は、Iの10.1.((1)、(3)の規定を除く。)の規定によること。</p>	<p>4.6.1.で規定している「Iの10.1.の(3)」と4.6.2.で暖機運転の規定が重複していますので、どちらか削除願います。</p> <p>4.6.1.の暖機運転規定削除を提案します。</p>	ご指摘のとおり修正致します。
16	細目告示P147 別添 41 VI 4.8.	<p>旧)CS試験における各モードの燃料消費率は、IV4.8.の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出すること。 ↓ 新)CS試験における各モードの燃料消費率は、IV4.9.の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出すること。</p>	誤記と思われます。	ご指摘のとおり修正致します。

	分類	意見	理由	コメント
17	細目告示P140 別添41 VI 3.8.3. 3.8.4. 3.8.5.	<p>旧)3.8.3. 等価全電気航続距離</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.8.4. 実充電消費航続距離 ・ 3.8.5. CD状態燃料消費率 <p>↓</p> <p>新)3.8.3. 全電気航続距離 CD試験開始からエンジンが燃料を消費し始める時点までの合計走行距離を AER:全電気航続距離(km)として定義する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.8.4. 等価全電気航続距離 ・ 3.8.5. 実充電消費航続距離 ・ 3.8.6. CD状態燃料消費率 	<p>・乗用車のTRIAS記載と合わせる為、新たに全電気航続距離の追加を検討願います。</p> <p>・新たに規定を追加する事に伴いNo.変更</p>	(ご意見取り下げで調整済み)
18	細目告示P53 別添41 VI 4.6.3.3.	<p>4.6.3.3. 運転精度</p> <p>旧) 標準誤差(SE) 最大テスト回転速度の ±5.0%以内</p> <p>↓</p> <p>新) 標準誤差(SE) 最大テスト回転速度の 5.0%以下</p>	誤記と思われます。	ご調整させて頂いたとおり「5.0%以内」と修正しました。
19	細目告示 別添42 II WLTCモード法 2.7.	「試験に使用する燃料の標準規格については、協定規則第154号第2改訂版の附則B3に規定するもの及び別紙2に掲げるとおりとする。」を削除。	00シリーズ導入時に02シリーズの試験燃料を先取で使用可能とした但し書きであったが、今回02シリーズにて同内容の燃料性状となったため、この規定は不要になります。	ご意見のとおり修正しました。

	分類	意見	理由	コメント
20	細目告示 別添42 II WLTCモード法 別紙2	別紙2(燃料性状表)の削除。	上記の理由になります。	ご意見のとおり修正しました。
21	細目告示 別添42 II WLTCモード法 2. 試験方法等	「WLTCモード法に関する試験方法等は、協定規則第154号第2改訂版又は協定規則第154号の附則Bに定める基準及び別紙3(ガソリン又はLPGを燃料とする自動車に限る。)に定める試験方法等とする」 ⇒「別紙3」を「別紙2」に変更。	上記の理由にて、別紙2を削除するため、別紙番号の繰り下げになります。	ご意見のとおり修正しました。
22	細目告示 別添42 II WLTCモード法 別紙3	「別紙3」を「別紙2」に変更。	上記理由により、別紙2の燃料性状表を削除することによる別紙番号の繰り下げになります。	ご意見のとおり修正しました。
23	細目告示 別添48 III. 1.	「別紙3」を「別紙2」に変更。	上記理由により、別紙2の燃料性状表を削除することによる別紙番号の繰り下げになります。	ご意見のとおり修正しました。
24	細目告示 別添49 2.	別添42の別紙2を削除することによる以下の、2.に対する変更案になります。(赤字部) 「燃料蒸発ガスの排出量の測定に関する試験方法等については、別添42のIIの2の規定を準用する。この場合において、同別添IIの2.中「附則B」とあるのは「附則C3」と、「及び別紙3別紙2」に定める試験方法等とする。」とあるのは「とする。」と、同別添IIの2.7.中「別紙2」とあるのは「別紙2及び別添16の別紙」と読み替えるものとする。」	上記理由により、別紙2の燃料性状表を削除することによる別紙番号の繰り下げ(「別紙3」を「別紙2」に変更)になります。また、燃料の読み替え元となる別紙2が削除されるため、2.2.を新設することで、ここでは燃料の読み替えを削除いたしました。	ご意見のとおり修正しました。
25	細目告示 別添49 2.2.	以下、2.2.として新規追加の提案になります。 「試験に使用する燃料の標準規格については、協定規則第154号第2改訂版の附則B3に規定するもの及び別添16の別紙に掲げるとおりとする。」	別添42の別紙2の燃料性状表を削除することにより、上記2.にて燃料の読み替え元がなくなるため、新たに項を追加し、別添16の燃料が使用できるものとなりました。	ご意見のとおり修正しました。

	分類	意見	理由	コメント
26	細目告示 別添42 II WLTCモード法 2.7.	以下の但し書きを2.7として、新規追加の提案になります。 「協定規則第154号第2改訂版の附則B6の2.6.8.4.及び2.6.8.5の規定は適用しない。」	Reg(EU)2021/392の報告データフォーマットの要求に基づく追加要件の認識であり、国内への適用は不要であるため。	ご意見を踏まえ修正しました。
27	適用整理 第4条_23	小型FCEV燃費、BEV電費試験に関してUN-R154/02・03試験法に対する適用整理の設定 【修正案】 …(ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものに限る。)… ↓ …(軽油を燃料とするものを除く。)…	小型車の燃費・電費試験に対して、UN-R154/02・03試験法に対する適用時期の整理が必要と考えます。 ・ディーゼル車: 新型R5(2023)年10月1日、全車R7(2025)年10月1日 ・上記以外: 新型R6(2024)年10月1日、全車R8(2026)年10月1日	ご指摘のとおり修正致します。
28	適用整理 第28条_194	別添48適用時期に対して、対象カテゴリの記載誤記と思われるのでご連絡致します。 【修正案】 …であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの又は車両総重量3.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)並びに軽自動車(二輪自動車を除く。)のうち… ↓ …であって専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のもの又は車両総重量3.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものを除く。)並びに軽自動車(二輪自動車を除く。)のうち…	誤記と思われる	ご意見のとおり修正いたしました。
29	適用整理 第28条_198	別添48適用時期に対して、対象カテゴリの記載誤記と思われるのでご連絡致します。 【修正案】 …専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものを除く。)並びに軽自動車(二輪自動車を除く。)のうち、… ↓ …専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものを除く。)並びに軽自動車(二輪自動車を除く。)のうち、…	誤記と思われる。	ご意見のとおり修正いたしました。

	分類	意見	理由	コメント
	30 p.120 細目告示別添41 V 別紙2 1.3.	IVの別紙2の2.3.及び 当試験法本文 4.3.を満足する環境であること。 ↓ IVの別紙2の2.3.及び V の4.3.を満足する環境であること。	誤記訂正	ご指摘のとおり修正致します。
	31 p.121 細目告示別添41 V 別紙2 2.5.	IVの別紙2の3.5.の方法により、放電側及び充電側の 直流 内部抵抗及び開放電圧をそれぞれ算出すること。	誤記抹消	ご指摘のとおり修正致します。
	32 p.124 細目告示別添41 V 別紙2 3.3. .	IVの別紙2の2.3. 又は当試験法本文 4.3.を満足する環境であること。 ↓ IVの別紙2の2.3. 及びV の4.3.を満足する環境であること。	誤記訂正	ご指摘のとおり修正致します。
	33 p.128 細目告示別添41 V 別紙3 4.2.1.	3.2.の試験条件について、 IVの別紙3の4.2.1.に従い 検証実測値とHILS模擬走行値を比較し、計算精度を検証する。両者における車速又は電動機回転速度の決定係数並びに電動機正側仕事及びDC電力消費率の許容値は、表1に示す。 ↓ IVの別紙3の3.2.の(2)の試験条件について、検証実測値とHILS模擬走行値を比較し、計算精度を検証する。ただし、「認証用HEVモデル」を「認証用PEVモデル」と読み替えて適用すること。 両者における車速又は電動機回転速度の決定係数並びに電動機正側仕事及びDC電力消費率の許容値は、表1に示す。なお、 決定係数を算出する際、変速(クラッチ断からクラッチ接まで)及び変速前後それぞれ1秒間のデータは除外することができる。	記載適正化	ご指摘のとおり修正致します。

	分類	意見	理由	コメント
34	p.108 細目告示別添41 V 4.5.2.1.	旧) Δ EREESS: 検討対象の 模擬走行 サイクルiに関するDCの消費電気エネルギー(Wh) i: 検討対象の 模擬走行 サイクルの添字番号 ↓ 新) Δ EREESS: 検討対象のサイクルiに関するDCの消費電気エネルギー(Wh) i: 検討対象のサイクルの添字番号	誤記訂正	ご指摘のとおり修正致します。
35	p.130 細目告示別添41 V 別紙4 1.	旧) パワートレーンシステムは、4.に規定するパワートレーン、ECU及びECUの電源、6.に規定するドライバモデル及びその走行パターン、7.に規定する認証用PEVモデル、8.に規定するインターフェースにより構成され、9.に規定する入力パラメータを入力して使用する。 ↓ 新) パワートレーンシステムは、4.に規定するパワートレーン、ECU及びECUの電源(以下、「 実パワートレーン 」という。)、6.に規定するドライバモデル及びその走行パターン、7.に規定する認証用PEVモデル、8.に規定するインターフェースにより構成され、9.に規定する入力パラメータを入力して使用する。	記載適正化	ご指摘のとおり修正致します。
36	p.162 細目告示別添41 VI 別紙2 4.3. .	IVの別紙2の2.3.又はIVの4.4.を満足する環境であること。 ↓ IVの別紙2の2.3.及びIVの4.4.を満足する環境であること。	誤記訂正	ご指摘のとおり修正致します。
37	p.167 細目告示別添41 VI 別紙3 4.2.1.	3.2.の(2)の試験条件について、IVの別紙3の4.2.1.に従い検証実測値とHILS模擬走行値を比較し、計算精度を検証する。 ↓ IVの別紙3の3.2.の(2)の試験条件について、IVの別紙3の4.2.1.に従い検証実測値とHILS模擬走行値を比較し、計算精度を検証する。ただし、「 認証用HEVモデル 」を「 認証用PHEVモデル 」と読み替えて適用すること。	記載適正化	ご指摘のとおり修正致します。

	分類	意見	理由	コメント
38	p.167 細目告示別添41VI 別紙3 5.	IVの別紙3の5の規定によること。 ↓ IVの別紙3の5の規定によること。 ただし、同規定中の「電気式ハイブリッド重量車」を「電気式プラグインハイブリッド重量車」と、読み替えて適用すること。	追加	ご指摘のとおり修正致します。
39	p.191 細目告示別添41VII 別紙2 4.3.	IVの別紙2の2.3.又はVの4.3.を満足する環境であること。 ↓ IVの別紙2の2.3.及びVの4.3.を満足する環境であること。	誤記訂正	ご指摘のとおり修正致します。
40	p.194 細目告示別添41VII 別紙3 4.2.1.	3.2.の試験条件について、IVの別紙3の4.2.1.に従い検証実測値とHILS模擬走行値を比較し、計算精度を検証する。両者における車速又は電動機回転速度の決定係数並びにFCシステム出力仕事、電動機正側仕事及び燃料消費率の許容値は、表1に示す。 なお、予測温度法を適用する場合は、世界統一技術規則第4号第4改訂版のA.9.2.6.3.の規定によること。 ↓ IVの別紙3の3.2.の(2)の試験条件について、検証実測値とHILS模擬走行値を比較し、計算精度を検証する。 ただし、「認証用HEVモデル」を「認証用FCVモデル」と読み替えて適用すること。 両者における車速又は電動機回転速度の決定係数並びにFCシステム出力仕事、電動機正側仕事及び燃料消費率の許容値は、表1に示す。 なお、 決定係数を算出する際、変速(クラッチ断からクラッチ接まで)及び変速前後それぞれ1秒間のデータは除外することができる。 また、予測温度法を適用する場合は、世界統一技術規則第4号第4改訂版のA.9.2.6.3.の規定によること。	記載適正化	ご指摘のとおり修正致します。
41	01装置型式指定規則 第三号様式 表 第二条第四十二号、 第四十三号のa寸法欄 改正後 P4、P5	…二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室(道路運送車両の保安基準第四十四条第二項に規定する車室をいう。)を有しないものに備えるものにあつては、8以上) ↓ …二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室(道路運送車両の保安基準第四十四条第二項に規定する車室をいう。)を有しないものに備えるものにあつては、8以上)	装置型式指定規則は、「促音」表記で記載されています。	第三号様式第二条第十九号の前照灯の表記に合わせるごとし、原文のままとします。

	分類	意見	理由	コメント
42	02細目告示 第105条第1項第2号 改正後 P21	細目告示第117条第4項には、今回協定規則第125号を直接引用されましたが、細目告示第105条第1項第2号に直接引用されなかった理由をご教示ください。	確認です。	細目告示第117条(窓ガラス第2節)第4項にてR125の要件を規定したのは、1節での窓ガラス貼り付け可能範囲(R125の5.1.3.に適合する窓ガラス貼付物)が、2、3節よりも広い範囲を許容していることから、2、3節の基準で適合としないケースがあることから、不整合是正のため、1節に適合しているものは2、3節でも適合となるように規定したものです。 窓ガラス貼付物について、引き続き2、3節では、基本的に検査確認が容易な、上部20%と下部150mmの範囲要件にて審査するものと考えており、R125の5.1.3.の要件で審査することを意図して直接引用したものではありません。
43	02細目告示 第117条第4項 第3号～第5号 改正後 P22、23	細目告示第39条第3項第3号～第5号の規定内容と異なっているように見受けられますが、その理由をご教示ください。 例)第39条第3項第3号イ:O点から視認 第117条第4項第3号イ(1):V1点から視認	確認です。	1節と2節での対応箇所が違ってきます。1節の第39条第3項第3号イに対応するのは、2節の第117条第4項第3号ロ(1)になります。 第39条第3項第3号～第5号は、改正後は「M1,N1以外」を対象としています。(改正前は、イ:「N1」、ロ:「M1,N1以外」の場合分け。) 第117条第4項第3号～第5号は、「全ての自動車」を対象とし、改正後は、イ:「M1,N1」、ロ:「M1,N1以外」の場合に分かれています。(改正前は、イ:「M1」、ロ:「N1」、ハ:「M1,N1以外」の場合分け。)
44	細目告示別添41 IV 4.6.3.3.	運転精度の計算結果の基準中 決定係数(r^2)は0.9700となっておりますが、 IV別紙3 4.のHILSシステム検証の相関性の許容値(決定係数)0.97とかき分けている理由はございますか。	確認です。	別試験の規定になりますので、原案ママとさせていただきます。

	分類	意見	理由	コメント
45	細目告示別添41 VI 別紙2 3.2.4.	<p>Vの別紙2の2.6.4の規定によること。ただし、前述規定の(1)に従い放電する前に、VIの4.6.5.2に従い暖機運転及びREESSのプレコンディショニングを実施すること。</p> <p>↓</p> <p>Vの別紙2の2.6.4の規定によること。ただし、前述規定の(1)に従い放電する前に、VIの4.6.5.2に従い暖機運転及びREESSの充電状況の確認を実施すること。</p>	VIの4.6.5.2と書きぶりを統一するため。	一つ下のご指摘のとおり修正致します。
46	細目告示別添41 VI 別紙2 3.2.4.	<p>以下のように変更することを提案します。</p> <p>3.2.4. 充電効率の測定</p> <p>(1) VIの4.6.5.2に従い、暖機運転及びREESSの充電状況の確認を行うこと。</p> <p>(2) Vの別紙2の2.6.4.(1)に従い、放電手順を実行すること。</p> <p>(3) Vの別紙2の2.6.4.(2)に従い、蓄電装置システムを充電すること。</p> <p>(4) VIの4.6.5.2に従い、暖機運転及びREESSの充電状況の確認を行い、終了後にシステムを停止状態とすること。</p> <p>(5) システム停止状態が10分間程度経過した後、システムを始動し、VIの3.5の規定に従い計算される相対的エネルギー変化REECiが0.04を下回るまで都市内走行モードで繰り返し運転を行うことにより蓄電装置システムを放電させる。その際に蓄電装置端子間に電気エネルギー測定機器を配置し、消費電気エネルギーEDCを測定する。</p> <p>(6) 放電後120分以内にVの別紙2の2.6.4.(2)に従い、蓄電装置システムを充電すること。その際に電気エネルギー測定機器を車両充電器と商用電源の間に配置し、消費電気エネルギーEACを測定する。</p>	Vの別紙2の2.6.4と同一の方法で行うと、別紙VIの4.6.5.3の暖気後10分程度でモード開始の条件やCS判定REECi<0.04を適用しないことになってしまうため、引用せずに測定条件を記載する等の措置が必要と考えます。(VIの4.1パワートレイン法による条件と同等にする必要があると考えるため。)	ご指摘のとおり修正します。
47	細目告示別添41 VII 別紙3 4.2.表2.	$EC_{FC,HILS} \rightarrow FE_{FC,HILS}$ $EC_{FC,vehicle} \rightarrow FE_{FC,vehicle}$	燃料消費率を示す記号のため、IVの別紙3 4.2.にならい記載を変更することを提案します。	ご指摘のとおり修正します。
48	細目告示別添41 全般	例えば、IV別紙1 9.インターフェースの構築等の表2中にREESSと言う記載があるようです。その他にも表中にありそうですのでREESSへの統一を提案します。	用語の統一のため。	ご指摘のとおり修正します。

	分類	意見	理由	コメント
49	適用関係整理告示 第9条第60項	<p>① 「次に掲げる自動車(協定規則第十三号の規則5・2・1・26・の適用を受ける自動車に限る。)については、～」 ↓ 「次に掲げる自動車については、～」</p> <p>② 第四号として以下を追加。 「協定規則第十三号の規則5・2・1・26・の適用を受けない自動車」</p>	既にEPB非装着車両については、12シリーズの適合申請は不要という見解を示して頂いているところ、大変恐縮ですが、適用整理告示の記載内容だけで、12シリーズへの適合申請が必要という誤った解釈が出来てしまう可能性を懸念するため、明確化について、再度ご検討頂けませんか。	ご懸念について理解しておりますが、本告示は検査・審査の際、どの基準に基づいて行われるかを整理するものであるため、その趣旨を踏まえ原案のとおりとさせて頂ければと思います。
50	05大臣定め通達 第146項 改正後 P1	輸入自動車特別取扱を受けた自動車について適用整理が必要ではないでしょうか？	確認です。	ご指摘の通り、訂正しました。
51	05大臣定め通達 第188項第2号 改正後 P3	<p>・・・令和7年3月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と・・・ ↓ ・・・同年3月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と・・・</p>	適用関係整理告示との整合 なお、適用整理告示・大臣定め通達間で「同年」の使用が混在していますので、いずれかに統一頂きますようお願いいたします。以降は、告示と通達間で不整合となっている項のみ記載しました。	ご指摘のとおり修正します。
52	05大臣定め通達 第190項第2号 改正後 P3	<p>・・・令和5年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形・・・ ↓ ・・・同年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形・・・</p>	適用関係整理告示との整合	ご指摘のとおり修正します。

	分類	意見	理由	コメント
53	05大臣定め通達 第190項第4号 改正後 P3	<p>・・・令和5年9月30日以前に多仕様自動車型式による取扱いを受けた自動車と・・・</p> <p>↓</p> <p>・・・同年9月30日以前に多仕様自動車型式による取扱いを受けた自動車と・・・</p>	適用関係整理告示との整合	ご指摘のとおり修正します。
54	05大臣定め通達 第191項第2号 改正後 P3	<p>・・・令和6年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と・・・</p> <p>↓</p> <p>・・・同年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と・・・</p>	適用関係整理告示との整合	ご指摘のとおり修正します。
55	05大臣定め通達 第191項第4号 改正後 P3	<p>・・・令和6年9月30日以前に多仕様自動車型式による取扱いを受けた自動車と・・・</p> <p>↓</p> <p>・・・同年9月30日以前に多仕様自動車型式による取扱いを受けた自動車と・・・</p>	適用関係整理告示との整合	ご指摘のとおり修正します。
56	05大臣定め通達 第192項第2号 及び 第193項第2号 改正後 P5	<p>・・・令和5年12月31日以前に輸入自動車特別取扱による取扱いを受けた自動車・・・</p> <p>↓</p> <p>・・・令和5年12月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車・・・</p>	他の項と記載内容整合	ご指摘のとおり修正しました。
57	05大臣定め通達 第194項第2号 改正後 P6	<p>・・・令和6年8月31日以前に輸入自動車特別取扱による取扱いを受けた自動車と・・・</p> <p>↓</p> <p>・・・同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と・・・</p>	適用関係整理告示との整合 他の項と記載内容整合	ご指摘のとおり修正しました。

	分類	意見	理由	コメント
58	05大臣定め通達 第194項第4号 改正後 P6	…令和6年8月31日以前に多仕様自動車型式による取扱いを受けた自動車と… ↓ …同年8月31日以前に多仕様自動車型式による取扱いを受けた自動車と…	適用関係整理告示との整合	ご指摘のとおり修正しました。
59	05大臣定め通達 第195項第2号 改正後 P6	…令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱による取扱いを受けた自動車から… ↓ …令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から…	他の項と記載内容整合	本項は、適用関係告示第18条の2第3項(第3回意見照会時の項番号)の削除に伴い、削除しました。
60	05大臣定め通達 第196項第2号 改正後 P7	…令和6年6月30日以前に輸入自動車特別取扱による取扱いを受けた自動車から… ↓ …令和6年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から…	他の項と記載内容整合	ご指摘のとおり修正しました。
61	05大臣定め通達 第197項第2号 改正後 P7	…令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱による取扱いを受けた自動車から… ↓ …令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から…	他の項と記載内容整合	本項は、適用関係告示第26条第5項(第3回意見照会時の項番号)の削除に伴い、削除しました。
62	05大臣定め通達 第198項第2号 改正後 P8	…令和6年6月30日以前に輸入自動車特別取扱による取扱いを受けた自動車から… ↓ …令和6年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から…	他の項と記載内容整合	ご指摘のとおり修正しました。
63	05大臣定め通達 第200項第1号 改正後 P9	令和6年11月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた二輪自動車等 ↓ 令和6年11月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車	適用関係整理告示第28条第197項第2号との整合	ご意見のとおり修正しました。

	分類	意見	理由	コメント
64	05大臣定め通達 第200項第2号 改正後 P9	<p>…令和6年12月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和6年11月30日以前に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と…</p> <p>↓</p> <p>…令和6年12月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年11月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と…</p>	適用関係整理告示との整合 他の項と記載内容整合	ご意見のとおり修正しました。
65	05大臣定め通達 第200項第3号 改正後 P9	<p>型式指定を受けた自動車及び型式認定を受けた自動車以外の自動車</p> <p>↓</p> <p>型式指定を受けた自動車、輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び型式認定を受けた自動車以外の自動車</p>	第200項第2号で輸入自動車特別取扱について規定しているため、第3号にも追加が必要ではないでしょうか？	ご意見を踏まえ修正しました。
66	05大臣定め通達 第201項 改正後 P10	大臣定め通達第200項以前には、排出ガス発散防止装置関係について多仕様自動車型式指定の取扱いの規定がありませんが、規定有無の考え方についてご教示ください。	確認です。	調整済みのため取り下げ
67	05大臣定め通達 第202項第2号 改正後 P11	<p>…令和5年12月31日以前に輸入自動車特別取扱による取扱いを受けた自動車…</p> <p>↓</p> <p>…令和5年12月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車…</p>	他の項と記載内容整合	ご指摘のとおり修正しました。
68	05大臣定め通達 第203項第2号 改正後 P11	<p>…令和6年8月31日以前に輸入自動車特別取扱による取扱いを受けた自動車…</p> <p>↓</p> <p>…令和6年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車…</p>	他の項と記載内容整合	ご指摘のとおり修正しました。

	分類	意見	理由	コメント
69	細目告示第30条 第11項第5号 細目告示第108条 第13項第5号 細目告示第186条 第13項第5号	第2回意見照会で荷台の折り畳み座席は「保安基準第22条第3項第2号に記載のある専ら座席の用に供する床面以外の床面に該当すると考えられます。」との回答をいただいておりますが、今回改正の主旨は荷台の折り畳み座席が適用となることの明確化であり、従前のおり荷台は専ら座席の用に供する床面以外の床面に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	確認です。	的確な回答ができず申し訳ありません。 ご認識の通りです。
70	細目告示 第14条第2項、 第92条第3項、 第170条第3項第6号			第2回意見照会回答(自工会様からの意見項目No.1)において「保安基準第43条第4項について、イモビ・アラームの設定通知音をただし書に含む扱い(警音器と紛らわしいものであってもよい)とするよう、別途、覚書等での対応をしたい」と回答していたところですが、改めて、UNR162、163で認可されたものであっても、保安基準第43条第4項に則り警音器と紛らわしいものであってはならないことから、当該意見照会回答を訂正して、「 設定通知音は、保安基準第43条第4項のただし書には含まないとし、覚書等の対応も行わない ことと致しました。 改正前の別添技術基準で規定していた「イモビライザ(盗難発生警報装置)の設定状態の設定又は解除を音により通知する装置が発する音は、警音器の音と紛らわしくないものでなければならない」は、UNR引用を踏まえ、改正後のイモビライザ・盗難発生警報装置の基準には規定していませんが、 設定通知音を備えた場合は、保安基準第43条第4項にて「警音器の音と紛らわしいものを備えていないか」判断されることとなり、警音器と紛らわしいものでない限り設定通知音の搭載は認められることとなります。 (従って、イモビライザ・盗難発生警報装置の設定通知音に関して、保安基準の判断としては、改正前と変わりはありません。)

	分類	意見	理由	コメント
71	細目告示 第67条第2号、 第145条第1項第2号、 第223条第1項第9号			<p>第2回意見照会回答(自工会様からの意見項目No.1)において「保安基準第43条第4項について、イモビ・アラームの設定通知音をただし書に含む扱い(警音器と紛らわしいものであってもよい)とするよう、別途、覚書等での対応をしたい」と回答していたところですが、改めて、UNR162, 163で認可されたものであっても、保安基準第43条第4項に則り警音器と紛らわしいものであってはならないことから、当該意見照会回答を訂正して、「設定通知音は、保安基準第43条第4項のただし書には含まないとし、覚書等の対応も行わないことと致しました。</p> <p>改正前の別添技術基準で規定していた「イモビライザ(盗難発生警報装置)の設定状態の設定又は解除を音により通知する装置が発する音は、警音器の音と紛らわしくないものでなければならない」は、UNR引用を踏まえ、改正後のイモビライザ・盗難発生警報装置の基準には規定していませんが、設定通知音を備えた場合は、保安基準第43条第4項にて「警音器の音と紛らわしいものを備えていないか」判断されることとなり、警音器と紛らわしいものでない限り設定通知音の搭載は認められることとなります。(従って、イモビライザ・盗難発生警報装置の設定通知音に関して、保安基準の判断としては、改正前と変わりはありません。)</p>
72	・細目告示第27条第1号 ・適用関係告示第18条の2第3項			<p>UNR125の改訂漏れにより、N1に対してUNR125-02が適用されていない状況について、適用関係告示にて整理しようとしていましたが、再考して、適用関係告示ではなく、細目告示に但し書きにて「N1には当分の間UNR125-01の基準とする」を規定することとしました。当分の間としていますが、N1にUNR125-02が適用される改訂が発効される際の基準改正(2023年6月頃の見込み)にて、この但し書きの規定は削除する予定です。</p>
73	・細目告示第39条第3項第1号 ・適用関係告示第26条第5項			<p>(上記と同様の整理です。)</p> <p>UNR125の改訂漏れにより、N1に対してUNR125-02が適用されていない状況について、適用関係告示にて整理しようとしていましたが、再考して、適用関係告示ではなく、細目告示に但し書きにて「N1には当分の間UNR125-01の基準とする」を規定することとしました。当分の間としていますが、N1にUNR125-02が適用される改訂が発効される際の基準改正(2023年6月頃の見込み)にて、この但し書きの規定は削除する予定です。</p>

	分類	意見	理由	コメント
74	細目告示第67条、第145条			UNR163から引用する規定について、「12.テスト条件」及び「13.説明書」を含めるべきであるため追加しました。2節については、説明書の要件は不要とし、12.のみの追加です。
75	細目告示 第170条第3項第4号、第5号			第3回意見照会時の送付案文では、第3節基準から、これらの号を削除することとしていましたが(第2回意見照会回答にてコメント)、再考して、残置することとしました。
76	細目告示 第223条第1項第4号～第6号			第3回意見照会時の送付案文では、第3節基準から、これらの号を削除することとしていましたが(第2回意見照会回答にてコメント)、再考して、残置することとしました。
77	適用関係大臣定め通達 第86、120、130、169、182、185項(改正前)			ご指摘があった、「輸入自動車特別取扱による取扱いを受けた自動車」→「輸入自動車特別取扱を受けた自動車」の修正について、通達中、該当する箇所を全て修正しました。